

# 令和7年度 就学援助制度のお知らせ

長浜市では、経済的に困りの保護者を対象に、学校で必要な教育費の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記の説明を読み、申請してください。**申請は毎年必要です。**

## 1. 就学援助対象者

長浜市内に住所を有し、滋賀県内国公立の小中学校、義務教育学校に通う児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 世帯全員の令和7年度市民税が非課税である
- (2) 令和6年中の世帯所得が市教育委員会の定める基準額以下である
  - ※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費のみ支給します。(申請書手続きは不要)
  - ※ 世帯の生計を維持する方の失業や長期療養、家庭事情の変動により所得が著しく減った場合は、教育委員会までご相談ください。



【認定基準額の目安】※生計同一の世帯全員の総所得額が対象

| 世帯員数 | 世帯の状況                                     | 前年の所得  |
|------|-------------------------------------------|--------|
| 2人   | 親1人(32歳)、子1人(小学1年生)                       | 約199万円 |
| 3人   | 親1人(33歳)、子2人(小学2年生・4歳児)                   | 約244万円 |
| 3人   | 両親(43歳・39歳)、子1人(小学6年生)                    | 約246万円 |
| 4人   | 両親(45歳・43歳)、子2人(中学2年生・小学4年生)              | 約308万円 |
| 5人   | 両親(46歳・42歳)、子3人(中学3年生・小学6年生・小学2年生)        | 約345万円 |
| 6人   | 両親(48歳・43歳)、子2人(高校2年生・中学1年生)、祖父母(77歳・72歳) | 約361万円 |

### 注意

- ・年齢や世帯構成により、基準額が異なります。また、法令の改定により、基準額が変わる場合があります。
- ・原則として住民基本台帳の世帯員で審査します。異なる場合は必要書類を添付してください。
- ・アパート・借家の場合は基準額に家賃額（共益費等を除く）を加算します。

## 2. 受付期間

**令和7年3月3日(月)～4月30日(水)**

※ 受付期間を過ぎてからも随時受付します。ただし、申請された月の翌月分からの給付となります。

## 3. 申請方法

申請書と必要書類（※裏面参照）を**学校または教育委員会**へ提出してください。

※ 申請書は学校または教育委員会にあります。3月以降は長浜市ホームページからダウンロードできます。

**重要** 前年所得が未申告の場合は、審査できません。所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてから申請してください。

## 4. 審査結果

審査結果（認定・否認定の通知）は、6月下旬に郵送します。

※6月2日以降に申請された場合は、申請された月の翌月上旬に郵送します。



## 5. 必要書類

| 該当する方                | 必要書類                                                                                                                            |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 口座振込を希望する場合          | 通帳またはキャッシュカードのコピー                                                                                                               |
| アパート・借家の場合           | 物件、契約者、家賃額（共益費、駐車場代を除く）がわかるもの<br>【例：契約書、重要事項説明書のコピー】<br>・書類提出がない場合、家賃額は審査時に考慮されません。                                             |
| 令和7年1月1日に長浜市に住所がない場合 | 令和7年度所得証明書 ※6月6日(金)までに提出、コピー可。<br>・所得証明書は6月以降に1月1日に住所のあった市区町村で取得してください。<br>・市区町村発行の市県民税決定通知書でも可(源泉徴収票は不可)<br>・18歳以上の世帯全員分が必要です。 |
| 住民票の同一世帯員を除く場合       | 2世帯分の同種同月の公共料金の領収書のコピー<br>(電気・ガス・水道のいずれか)                                                                                       |

## 6. 給付方法・給付内容

年3回に分けて、保護者口座へ振込みまたは学校を通じて給付します。

| 1学期（4～7月） | 2学期（8～12月） | 3学期（1～3月） |
|-----------|------------|-----------|
| 7月        | 12月        | 3月        |

### 【給付内容】

|                                | 小学校・義務教育学校前期課程                 | 中学校・義務教育学校後期課程                         |
|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|
| 学用品費等 ※年額<br>(途中認定の場合は月割相当額)   | 1年生 13,230 円<br>2～6年生 15,500 円 | 1(7)年生 25,040 円<br>2・3(8・9)年生 27,310 円 |
| 新入学児童生徒学用品費等<br>(4月認定の1年生・7年生) | 57,060 円                       | 63,000 円                               |
| 修学旅行費<br>(実施月までに認定されている人)      | 実費相当額                          | 実費相当額                                  |
| 学校給食費                          | 実費相当額                          | 実費相当額                                  |
| 校外活動費(宿泊を伴うもの)                 | 交通費・見学料の実費相当額<br>(上限 3,690 円)  | 交通費・見学料の実費相当額<br>(上限 6,210 円)          |

### 注意

- ・学用品費等には、通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含んでいます。
- ・令和6年度に入学前応援金を受け取られた方への新入学児童生徒学用品費等の給付はありません。
- ・修学旅行費は学校を通じて給付します。
- ・学校給食費は市の給食費会計に直接支払い（代理納付）します。
- ・5月認定以降は給付内容や金額が変わります。

【問合せ先】長浜市教育委員会 すこやか教育推進課（市役所本庁舎5階）

TEL:0749-65-8606